

<p>(運転者)</p> <p>第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>三の二 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>三の三 事業用自動車の運行中疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>2～11 (略)</p>	<p>(運転者)</p> <p>第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>三の二 疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>三の三 事業用自動車の運行中疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>2～11 (略)</p>				
<p>(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)</p> <p>第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="518 179 778 638">改正後</th> <th data-bbox="119 179 518 638">改正前</th> </tr> <tr> <td data-bbox="518 638 778 1097"> <p>(過労運転の防止)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p> </td> <td data-bbox="119 638 518 1097"> <p>(過労運転の防止)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p> </td> </tr> </table>	改正後	改正前	<p>(過労運転の防止)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>(過労運転の防止)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)</p> <p>第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
改正後	改正前				
<p>(過労運転の防止)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>(過労運転の防止)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p>				

<p>(点呼等)</p> <p>第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがある無</p> <p>三 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(運転者)</p> <p>第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>二～八 (略)</p>	<p>(点呼等)</p> <p>第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがある無</p> <p>三 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(運転者)</p> <p>第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>二～八 (略)</p>
---	---

附則
この省令は、平成三十年六月一日から施行する。